

沖縄県恩納村

【ふるさとづくり応援寄附金】

- 恩納村で生まれ育った！
- 恩納村を観光で訪れたことがある！
- 恩納村の自然環境を守ってほしい！

あなたの応援が恩納村の「ちから」となります

平成 20 年度地方税法の改正(ふるさと納税制度の制定)により、自治体へ寄附をした場合の個人住民税の寄附金控除額が拡充されることになり、本村でも、「恩納村ふるさとづくり応援寄附金条例」が、平成 20 年 9 月 12 日から施行されました。

本村では、「青と緑が織りなす活気あふれる恩納村」を合い言葉に、「住んでよく、働いてよい、訪れてよい」むらづくりに取り組んでいます。寄附金は、自然環境の維持・再生、地域振興、子育て支援、健康づくり、青少年育成等に関する事業に活用させていただき、個性豊か村づくりに役立たせていきます。



1. ふるさと納税(恩納村ふるさとづくり応援寄附金)とは

ふるさと納税制度は、「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」へ貢献したいと想う個人が、応援・貢献したいと思う恩納村などの地方公共団体に寄附をした場合、寄附金相当額が居住地の個人住民税などから概ね 1 割程度を上限として税控除される仕組みのことで、平成 20 年 4 月の地方税法改正により新たに創設されました。

これを受け、恩納村では皆様からの寄附金を積み立て活用するための「恩納村ふるさとづくり応援基金」を設けています。

税控除の上限はありますが、恩納村を応援・貢献したいという方々の想いを寄附という形で実現していただくことができます。

多くのおみなさまからのご寄附をお待ちしております。

3.寄附金の使途

(1) 自然景観の維持、再生及び地域振興に関する事業

- ア) 海浜及び集落等の清掃
- イ) サンゴの保全、再生及びオニヒトデ等の駆除
- ウ) 集落及び観光地周辺の緑化
- エ) 観光情報の提供
- オ) 特産品の開発
- カ) 産業まつり、うんなまつり



オニヒトデ駆除



サンゴの移植活動



うんなまつり

(2) 子育て支援及び健康づくりに関する事業

- ア) 子育てサークルの育成支援
- イ) 子育て出前講座の推進
- ウ) 親子食育講座の開催
- エ) 健康づくりに関する事業全般



子育て支援



親子食育講座



健康ウォーキング

(3) 青少年の育成に関する事業

- ア) 国内外への青少年の派遣（スポーツ又は文化）
- イ) 子ども博物館講座
- ウ) 青少年野外活動の実施
- エ) 親子文化財めぐり
- オ) 子ども議会の開催



スポーツ・文化国内外派遣



夏休みサバイバル学習



親子博物館講座